

豊山町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、町内における住民の生活に必要な輸送の確保や公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、豊山町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町内における公共交通のあり方の検討
- (2) 町内の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 交通会議の協議結果に基づく輸送サービスの内容を変更する場合にあたってはその変更事項
- (4) 法第5条の規定に基づく地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整
- (5) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 町内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者
- (7) 西枇杷島警察署長又はその指名する者
- (8) 愛知県地域振興部交通対策課長又はその指名する者

(9) 学識経験者

(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、町長又はその指名する者がこれに当たる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

6 監事は、委員のうちから会長が指名する。

7 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席や資料の提出を要請することができる。

4 会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会議は、原則として公開とする。

(議決)

第6条 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、全委員の3分の2以上の多数により決するものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、その審議内容に関する予備的検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条第1項に規定する構成員に基づき、会長が指名する。

3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。

4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出や意見等を求めることができる。

5 幹事会において審議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、総務部総務課企画財政・情報係において処理する。

2 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、総務部総務課企画財政・情報係を連絡、通報窓口に定めるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年 月 日から施行する。

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び<u>地域公共交通活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)</u>の規定に基づき、町内における住民の生活に必要な輸送の確保や公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、豊山町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 <u>交通会議に次の役員を置く。</u></p> <p><u>(1) 会長 1名</u></p> <p><u>(2) 副会長 1名</u></p> <p><u>(3) 監事 2名</u></p> <p>2 会長は、町長又はその指名する者がこれに当たる。</p> <p>3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。</p> <p><u>6 監事は、委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p><u>7 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、町内における住民の生活に必要な輸送の確保や公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、豊山町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は、町長又はその指名する者がこれに当たる。</p> <p>3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。</p>

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会計) <u>第9条</u> 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。</p> <p>(庶務) <u>第10条</u> 略</p> <p>(委任) <u>第11条</u> 略</p>	<p>(庶務) <u>第9条</u> 略</p> <p>(委任) <u>第10条</u> 略</p>

豊山町地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊山町地域公共交通会議設置要綱（平成19年豊山町告示第44号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、豊山町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、豊山町からの補助金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに豊山町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、交通会議に諮るものとする。

2 前項の既定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、豊山町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の交通

会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出に関する簿冊)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出手続きは、豊山町の例により行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調整し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第4条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに豊山町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年 月 日から施行する。ただし、交通会議が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
3 諸収入	3 諸収入	3 諸収入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 事務費	1 事務費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	2 事業費	2 事業費
3 予備費	3 予備費	3 予備費

豊山町地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊山町地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、豊山町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、豊山町総務部総務課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、豊山町の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する基本的事項に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、豊山町文書管理規程（平成8年豊山町訓令第10号）の例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱いについては、豊山町公印規程（昭和47年豊山町訓令第2号）の例による。

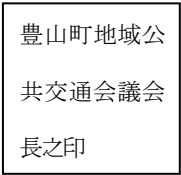
（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法（ミリメートル）	用途	個数	管理者
豊山町地域公共交通会議会長の印		てん書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長